

具定展望台整備事業実施設計業務受託者選定プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、具定展望台整備事業実施設計業務の受託者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

具定展望台整備事業実施設計業務

(2) 業務内容

公園詳細設計、地質調査（具定展望台整備事業基本計画、具定展望台整備事業詳細設計業務特記仕様書、公共建築設計業務仕様書、建築設計業務特記仕様書参照）

(3) 履行期限

業務委託契約締結の日の翌日から令和8年3月10日（火）まで

(4) 業務委託料

9,523,800円を上限とする。（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(5) 展望台の規模と構造

ア 敷地面積 約 5,500 m²

イ 展望台（東屋）延床面積 約 78 m²

ウ 構造 本業務により決定

エ 概算工事費 7千万円

オ 予定工期 令和8年5月から令和9年3月（11月）

3 選定の方式

(1) プロポーザル方式

定められた期間内に「参加表明書」を提出した者に、同種・類似業務受託実績表、技術提案書、資格要件確認書の提出を求め、プレゼンテーション及びヒアリングを行い最優秀提案者1者及び次点優秀提案者1者を選定する。

(2) 選定委員会

選定は、具定展望台整備事業実施設計業務受託者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が行う。

4 参加資格要件

本提案に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 入札参加資格審査申請書（令和5・6年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）をいう。以下同じ）を提出している者、又

は入札参加資格審査申請書を本業務の公募に係る参加表明書の提出期限の3日前までに提出する者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成16年四国中央市告示第35号）に基づく入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体または、それらの利益となる活動を行う者でないこと。

5 参加資格要件確認基準日

発注者が参加表明書を受理した日から提案者と業務委託契約を締結する日までの間とする。

6 実施スケジュール

項目	期日	備考
(1) 質問の受付期限	令和7年2月14日（金）	
(2) 参加表明書等の提出期限	令和7年2月20日（木）	
(3) 第一次審査結果通知	令和7年2月25日（火）	
(4) 技術提案書等の受付	令和7年2月27日（木）～ 令和7年3月10日（月）	
(5) プレゼンテーション及び ヒアリング（第2次審査）	令和7年3月下旬（予定）	日時については別途通知
(6) 選定結果通知	令和7年4月上旬	

7 参加表明書、同種類似業務受託実績表、資格要件確認書の提出

プロポーザルに参加を希望する者は、下記の書類を各1部ずつ提出すること。

なお、「参加表明書」等、公募に関する資料・様式は、市ホームページからダウンロードすること。

※四国中央市ホームページ：<http://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>

- (1) 参加表明書（様式第1号）
- (2) 同種・類似業務実績表（様式第2号）
以下の点に留意して作成するものとする。
 - ア 記載する業務は、平成26年4月1日以降に設計が完了した展望台、公園、緑地、広場、レクリエーション施設等の公共施設に関する実施設計業務に類するものとする。
 - イ 記載された業務実績を証するものの写しをそれぞれ1部ずつ添付すること。
- (3) 資格要件確認書（様式第4号）
管理技術者及び照査技術者の資格要件を確認する書類として、資格要件確認書を作成し、資格を証する資格証等の写しを添付すること。なお、記載にあたっては、13(1)の事項に留意すること。
- (4) 提出期限、場所ならびに方法
 - ア 提出期限 令和7年2月20日（木）午後5時（必着）
 - イ 提出場所 四国中央市経済部観光交通課
(〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号)
 - ウ 提出方法 持参、郵送又は信書便（送付の場合、上記期限までに到着していなければ失格となるため、必ず期間を確認すること。）

8 質問の受付方法等

質問は質問書（様式第5号）により行うこと

- ア 受付場所：四国中央市経済部観光交通課
- イ 受付期限：令和7年2月14日（金）午後5時（必着）
なお、都合により変更する場合は、別途通知する。
- ウ 受付方法：原則として電子メールによる。送信後に送信したことを電話連絡すること。E-mail：kanko-kotsu@city.shikokuchuo.ehime.jp
- エ 回答方法：質問に対する回答は、令和7年2月17日（月）午後5時までに市ホームページにおいて質問内容と回答を掲載する。

9 第一次審査の実施

- (1) 参加表明の際に提出する書類の内容について、委員会事務局による書類審査を実施し、参加資格要件等を審査する。
- (2) 参加表明をした者の数が5者を超える場合は、第2次審査を行う者を5者程度に選定する。
- (3) 審査結果は、参加表明者に対して令和7年2月25日（火）までに参加表明書に記載されたメールアドレス宛に提案者記号を付して第1次審査結果通知書を電子メールにて送付する。なお、審査結果に関する問い合わせは受け付けない。

10 技術提案書、価格提案書の作成及び提出

「具定展望台整備事業基本計画」を基にさらなる提案を求めるため、技術提案書、及び価格提案書を作成し、提出するものとする。

(1) 技術提案書

様式は自由とするが、用紙の大きさは、A3判とし、文字サイズは、10.5ポイント以上（図表等を縮小して貼り付けた場合で、判読可能な範囲内であればこの限りではない。）とする。なお、1枚の両面に印刷してもよいものとする。

ア 技術提案課題は、12（3）の評価項目2から5までのとおりとし、提出枚数の合計枚数は、2ページ以内とする（表紙は除く）。また、各項目の枚数割合は自由とし、複数の評価項目を1枚にすることも可とする。

イ 提案にあたっては、「具定展望台整備事業基本計画」及び「具定展望台整備事業詳細設計業務特記仕様書、公共建築設計業務仕様書、建築設計業務特記仕様書」に留意して提案すること。

ウ 記載にあたっては、提案者の考えを文章及びそれを補足する図等により簡潔に記述すること。

エ 審査の公平性を確保するため、提案者の社名の代わりに別途通知する提案者記号を使用し、社名が特定されないようにすること。

(2) 価格提案書

価格提案書（様式第3号）に記入・押印し、下記ア・イの明細書を添付すること。

ア 公園詳細設計

イ 地質調査

(3) 提出期限、場所ならびに方法

ア 提出期限 令和7年3月10日（月）午後5時（必着）

イ 提出部数 技術提案書8部（1部のみ正本とし、残りは複写で可とする。）
価格提案書1部（明細書を含む）

ウ 提出場所 四国中央市経済部観光交通課
（〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号）

エ 提出方法 持参、郵送又は信書便（送付の場合、上記期限までに到着していなければ失格となるため、必ず期間を確認すること。）

11 第二次審査の実施

次により、技術提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 実施日 令和7年3月下旬（詳細は改めて通知）

(2) 実施場所 四国中央市消防防災センター会議室（予定）

(3) 時間 25分程度（プレゼンテーション20分以内、ヒアリング5分程度）

※プレゼンテーション及びヒアリング実施日時は、別途通知する。

12 第二次審査の実施方法

(1) 審査方法

- ア 審査は、プレゼンテーション及びヒアリング、技術提案書の評価により選定委員会が行う。
- イ プレゼンテーション及びヒアリングは、評価の公平性を確保するため、第一次審査結果通知書に記載した提案者記号により業者名が特定されない状態で行う。
- ウ 参加表明書の提出が1者のみの場合でもプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの内容

- ア プレゼンテーションにおける出席者は、5名以内とする。
- イ プレゼンテーションの説明にプロジェクター等の機器使用を可とする。なお、この方法を用いる場合は、技術提案書提出時に申し出ることとする。
- ウ プロジェクター及びスクリーンは、四国中央市が準備する。なお、パソコンについては持込みとする。(会議室有線LANからの外部接続は不可)
- エ 技術提案内容が、本実施要領及び各仕様書に掲げる要件を満たしていない場合は、プレゼンテーションへの参加を断る場合がある。また、虚偽の記載があると判断された場合は、失格とする。
- オ プレゼンテーション時に追加資料(例えば、模型、透視図パネル等)の提示は認めない。なお、パワーポイント等を使用する場合は、技術提案書の内容に限る。

(3) 審査にあたって評価の視点は概ね次のとおりとする。

審査の視点	評価項目	評価のポイント	評価点数
業務受託実績に対する評価	1 同種・類似業務受託実績に対する評価	・受託実績は、業務を請負うにあたり十分であるか。	10
技術提案書及びヒアリングによる評価	2 展望台の整備方針に対する評価	・ユニバーサルデザインやにぎわいをもたらす施設計画が提案されているか。	10
		・市民の意見を取り入れる手法について具体的に提案されているか。	20
		・提案(自由提案)に独創性があるか。	10
	3 工事計画等に対する評価	・効率のよい敷地利用、工夫された空間計画、工期の短縮、総事業費の削減等の提案がなされているか。	10

	4	業務実施方針等に対する評価	・業務実施方針、取組体制、設計チームの特徴が明確であるか。 ・重視する設計上の配慮がなされているか。	10
	5	その他	・見やすく、わかりやすい提案書やプレゼンテーション及びヒアリングであったか。 ・上記提案が実現可能であるか。	10
価格評価	6	価格提案書	・最低提案価格を基準価格とし、点数を配分する。 価格評価点 = (基準価格 ÷ 各社見積価格) × 20点 小数点以下切り捨て	20
合 計				100

(4) 選考結果の通知

通知時期：令和7年4月上旬

通知方法：参加者に郵送にて結果通知を送付するとともに、市ホームページに掲載する。

13 資格・失格要件

(1) 技術者資格要件

- ア 管理技術者、照査技術者、担当技術者は、具定展望台整備事業詳細設計業務特記仕様書に掲げる資格要件を満たすこと。
- イ 管理技術者、照査技術者、担当技術者は、参加者と3月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を有すること。
- ウ 主任担当技術者は、建築設計業務特記仕様書に掲げる資格要件を満たすこと。

(2) 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合、その参加者は失格とする。

- ア 選定委員会及び関係者に、プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合（具定展望台整備事業実施設計業務プロポーザル実施要領に定める手続きは除く。）
- イ 審査の公平性に影響を与える行為があったと選定委員会が認めた場合
- ウ 指定する様式によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
 - (i) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - (ii) 様式及び記載上の留意事項や資格要件に示す条件に適合しない場合
 - (iii) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - (iv) 虚偽の記載があるもの（契約締結後に事実関係が判明した場合において

も同様とする。)

- エ 他の参加者のヒアリング審査を参観し、又は聴講した場合（参加者の社員その他の関係者が当該行為を行った場合を含む。）
- オ その他選定委員会が不適合を認める場合

14 業務委託契約の締結

業務委託契約は、選定委員会が選定した最優秀提案者と協議を行い、随意契約を締結するものとする。ただし、不調となった場合は、次点優秀提案者と契約の協議を行う。

15 その他留意事項

- (1) 参加表明後に辞退する場合は、参加辞退届（様式第6号）により速やかに届け出ること。
- (2) 技術提案書の取り扱い
 - ア 提出された技術提案書を本市の了解なく公表又は使用してはならない。
 - イ 提出された技術提案書は返却しない。
 - ウ 提出された技術提案書は、審査に必要な範囲内において複製を作成することがある。
 - エ 提出された技術提案書及びその複製は、技術提案書の審査以外に提出者に無断で使用しないものとする。
- (3) 業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。
- (4) 技術提案書の提出は、1者につき1案とする。
- (5) この要領で示された以外の書類、図面等については、受理しないものとする。
- (6) 提出書類は、すべて日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 技術提案書を提出するにあたり、他者の協力を得た場合は、その旨を技術提案書に明記すること。
- (8) 審査結果は、最優秀提案者及び次点優秀提案者のみ公表するものとする。なお、審査の経緯及び結果等についての問い合わせや異議申し立ては受け付けない。
- (9) 技術提案書の作成及び提出等に要するすべての費用は、提出者の負担とする。

16 担当部署

四国中央市経済部観光交通課

〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号

T E L : (0896) 28-6187 (直)

F A X : (0896) 28-6242

e-mail : kanko-kotsu@city.shikokuchuo.ehime.jp